

## 第5回総会議事録

<開催日> 令和5年12月8日(金曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎(会議室A1)

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第326号～報告第342号

農地法第3条の3届出

5件

農地法第5条届出

12件

日程第3 報告第343号～報告第355号 農地の転用事実等に関する照会

13件

日程第4 報告第356号～報告第359号 農地法第18条第6項等通知

4件

日程第5 議案第191号～議案第201号 農地法第3条許可申請

11件

日程第6 議案第202号

農地法第4条許可申請

1件

日程第7 議案第203号～議案第217号 農地法第5条許可申請

15件

日程第8 議案第218号～議案第223号 農地法第5条の規定による  
許可後の計画変更申請

6件

日程第9 議案第224号

木更津市農用地利用集積計画の決定について  
(令和5年度第9次計画分)

1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 礮貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 鳶野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 小嶋 哲雄	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 礮貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 齋藤 洋一	18番 杉山 孝

以上 18人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 小高 幸男	係長 吉野 慶太	主任主事 杉沢 謙太郎
主任主事 角谷 春香		

<午後4時00分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しい中、総会への出席を頂き、ありがとうございます。  
それでは、ただ今から第5回総会を開催いたします。  
本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。  
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。  
なお、日程第5の農地法第3条議案194号については総会の前に申請者から取下げの希望がありましたので、取下げとなりましたのでよろしくお願いいたします。  
それでは、日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席5番鈴木康裕委員と、議席13番金子一夫委員を指名いたします。  
書記には、事務局職員杉沢主任主事を任命します。

次に、日程第2から日程第4の、報告第326号から報告第359号の3ページからの34件につきまして、事務局から報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。  
初めに、日程第2、報告第326号から報告第335号について、まず農地法第3条の3の届出が5件ありまして、全て相続によるものです。次に農地法第5条の届出が12件で住宅関係や学校用地への転用の届出でした。  
次に、日程第3、報告第343号から報告第355号について、農地の転用事実等に関する照会13件ですが、法務局からの照会12件については全て非農地、国税局からの照会1件については農地と回答しております。  
次に、日程第4報告第356号から報告第359号について、農地法第18条第6項等の通知4件ですが、農地法関連の解約が2件、基盤強化法にかかる解約が2件となります。  
以上で報告の説明を終わります。

議長

次に、日程第5、取下げとなりました議案第194号1案件を除く、議案第191号から議案第201号、11ページからの、農地法第3条の許可申請10案件について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局

取下げとなりました議案第194号を除く、議案第191号から議案第201号、農地法第3条許可申請10案件について、ご説明いたします。  
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第6号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。  
初めに、議案第191号ですが、申請箇所は、3条位置図1の久津間地先の農地になります。  
本申請については、自宅の隣の農地であり、以前から譲受人の家族が使用していた土地を、正式に所有権を移転するために申請がされたものです。農地の取得という点では新規となることから、岩根地区の農業委員・推進委員を集めて事前の審査会を行ったところ、家の隣の敷地で行う家庭菜園規模のものであり、申請を受けることについて問題ないと判断されました。なお、金額等については、家族が使用を始めたときに精算済みということで贈与となっております。  
次に、議案第192号及び193号ですが、申請箇所は、3条位置図2の大寺地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。  
続いて、議案第195号ですが、申請箇所は、3条位置図3の長須賀地先の農地になります。農業経営の拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。  
続いて、議案第196号ですが、申請箇所は、3条位置図4の戸国地先の農地になります。元々借り受けて耕作していた土地について、売買による所有権移転をするものです。

事務局

次に、議案第197号ですが、申請箇所は、3条位置図5の茅野地先の農地になります。農業経営の拡張を図る申請人の要望により贈与による所有権移転をするものです。

申請人は君津市で農業を営んでおりまして、住所地から耕作地までの距離は遠くないため問題ないとのこと。なお、譲渡人が君津に持っている土地を耕作している縁で、木更津の土地も耕作することになり、木更津の土地は無償で譲るとのことで贈与となっております。

続いて、議案第198号ですが、申請箇所は、3条位置図6の真里谷地先の農地になります。農業経営の拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第199号ですが、申請箇所は、3条位置図7の下郡地先の農地になります。農業経営の拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第200号ですが、申請箇所は、3条位置図8の下郡地先の農地になります。農業経営の拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第201号ですが、申請箇所は、3条位置図9の田川地先の農地になります。農業経営の拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。初めに、議案第191号について、地曳委員をお願いします。

地曳委員

議案第191号について説明します。

場所はスクリーンのとおり久津間であります。本申請にあたっては、岩根地区の農業委員及び推進委員を集めて事前審査会を行いました。

その審査会の中で確認したのですが、この土地は申請者の親が購入し、自分たちのものと思っており固定資産税なども負担していたとのこと。しかしながら親が亡くなり相続をするときに所有権移転の登記がされていないことが分かったそうです。実際は長く申請者の家族が使っていましたので、実情に合わせるためにも今回申請がされました。面積は約460㎡と女性一人ではなかなか広い面積ですが、家の隣であり、一部にブルーベリーなどの果樹などを植えてなるべく負担を減らしながら、野菜を作っていくとのことで、土地を守っていくという誠意も感じられましたし、その内容についても問題はなさそうでしたので、この申請は適当であろうと判断しております。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、議案第192及び193号については、私から説明いたします。

杉山委員

議案第192及び193号について譲受人が同一のためまとめてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、9,943㎡の農地を家族3人で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・田植え機等を所有しており、一部土壌の悪い土地を除いて、すべての農地を耕作しております。申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、議案第195号について、鈴木委員をお願いします。

鈴木委員

議案第195号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、39,020㎡の農地を家族3人で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・コンバイン等を所有しており、自作

鈴木委員 地の全てについて耕作しています。申請地の現況は田で水稻を作付けすることによって 周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 次に、議案第196号について、金子委員申し上げます。

金子委員 議案第196号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、103,662㎡の農地を夫婦で耕作しています。農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。申請地の現況は田で水稻を作付けすることによって 周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 次に、議案第197号及び198号について、村田委員申し上げます。

村田委員 議案第197号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、23,748㎡の農地を家族4人で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しているとのことです。申請地の現況としては、草が生い茂り、遊休農地状態ですが、これらの草刈りをしてきれいにし、梅の木等を植えるとのことです。周辺も遊休農地であるため、他に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

次に、議案第198号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約120日で、15,060㎡の農地を家族2人で耕作しています。農業機械は耕うん機・農用トラック・草刈り機等を所有しており、所有する農地について一部耕作が困難な場所を除き、きれいに管理しております。申請地の現況は畑で野菜・みかん等を作付けすることによって周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 次に、議案第199号から201号について、小倉委員申し上げます。

小倉委員 議案第199号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、5,552㎡の農地を夫婦で耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・農用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。申請地の現況は田であります。申請地の左右の土地を申請者が耕作しておりまして、その真ん中の土地が申請地となっております。現在は遊休農地で草刈りなどの管理もされておらず困っていたところですが、隣地を耕作する申請者が買い取

小倉委員

って水稻を作付けするとのことであります。周辺の地域への支障を及ぼす恐れはありませんし、状況は改善すると思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

次に、議案第200号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、16,436㎡の農地を家族3人で耕作しています。農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。申請地の現況は田ですが、この申請の譲渡人は先程の議案199号と同じでして、ここも耕作放棄地に近い状況となっております。そこで隣で耕作している譲受人が引き受ける形で購入するもので、水稻を作付けします。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

小倉委員

最後に、議案第201号についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約130日で、6,342㎡の農地を家族3人で耕作しています。農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。申請地の現況は田ですが、こちらも耕作はされてお

りませんが、草刈りなどの管理はされております。ここに水稻を作付けするとのことで周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上3件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。

取り下げられた議案第194号を除く、議案第191号から201号の10案件について、採決を行います。議案第195号は、■■委員にかかる案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■委員は採決に参加できません。

よってまず、議案第195号を除いた案件については一括で採決をし、その後、■■委員の退席の後、議案第195号について採決を行います。

それでは、まず、議案第191号から193号、及び196号から201号の9案件について採決いたします。

許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、3条議案第191号から193号、及び196号から201号については、許可と決定いたします。

次に、議案第195号についてですが、議事参与の制限により、■■委員は退席をお願いします。

《 ■■委員 退席 》

小倉委員

それでは、議案第195号について採決いたします。  
議案第195号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第195号については、許可と決定いたします。それでは、退席されております■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

次に、日程第6 議案第202号、13ページの農地法第4条の許可申請について、議題に供します。

なお、本案件と農地法第5条議案の203号は関連案件のため、一括して審議を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第202号、農地法第4条許可申請及び議案第203号、農地法第5条許可申請について、関連案件のため、一括してご説明をいたします。

こちらの申請ですが、譲受人ご自身の土地と親族の土地両方を利用して共同住宅を建てる申請となっており、ご自身の土地については4条、親族の土地については5条の許可を必要とするため分かれているものになります。

それを踏まえまして本申請について説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4の中里地先の農地になります。申請目的は、共同住宅として転用するもので、5条につきましては転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となります。

農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書、融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、許可後から1年以内を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議申請書も添付され、問題ないものと思われま

す。以上で、説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

地曳委員

議案第202号及び203号について、先程事務局からも説明があった通り、同一事業のため一括で説明します。

場所は住宅地の中の農地でありまして申請者本人の土地は第4条で、親族の土地は第5条でそれぞれ申請がされてアパートの計画となっております。

周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、東側の農地と接する所はコンクリート擁壁を設置するため土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水貯留槽を経由し、汚水は合併浄化槽で処理した後にそれぞれ既設の南側側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、スクリーンのとおり近くに農地は存在しますが集団的に存在するものではないため問題はないと思われま

す。同時に周辺農地における日照、通風等の支障についても問題はないと思われま

す。最後に、農道等も使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

農地法第4条議案第202号及び農地法第5条議案203号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第202号及び203号については許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7、議案第204号から217号、14ページからの、農地法第5条の許可申請14件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第204号から議案第217号、農地法第5条許可申請の14案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第204号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の万石地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請となります。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和6年6月末を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第205号から210号ですが、こちらは前回の第4回総会において継続審議となった案件です。

前回の総会で問題となりました排水に係る地元との協議が不十分であるということでしたが、その後事業者からの提案を地元区が受け入れることとなったとのことでした。詳しくは担当委員の地曳委員から説明があるかと思いますが、前回総会で問題となった部分については解決したと判断しております。

次に、議案第211号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の十日市場地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。農地区分については、西側に一団の農地が存在するため、第1種農地と判断しました。1種農地では原則転用が制限されますが、本件は住宅集落に接続して建てられる住宅である為例外規定に該当するものです。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和7年1月末の完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、宅地開発に係る許可申請書も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第212号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の笹子地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請で

事務局

す。農地区分については、東清川駅から300m以内の農地のため第3種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は合わせて約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年3月末の完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、売電に係る契約書も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第213号から217号ですが、こちらの3案件の申請者はグループ会社であり、申請地も隣接していることから合わせて説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-5の上根岸地先の農地になります。申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、3件合わせた建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、全て許可後から6カ月以内の完成を予定しております。最後に、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。初めに、議案第204号から210号について、地曳委員をお願いします。

地曳委員

まず、議案第204号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

場所は万石の金勝寺の近くの農地です。申請地の南側は第3回総会の時に同じ太陽光の申請がされた場所で、その北側に同じ太陽光が申請されたものです。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま。ただし、太陽光の隣に水路がありまして、それに沿ってフェンスが建てられてしまうと、ここが土側溝なものですから堀上などの作業が出来なくなってしまう。すると下流の方々が作付けの際に困ってしまいますので、事業者と地元で協議をしまして年に3回事業者が堀上を行うという形で誓約書といいますが、約束をしまして農家が営農に困ることがないようにすることを条件としています。また集団的に存在する農地についてなんですが、これが難しく、確かに集団的に農地が存在しているわけではありませんが、営農中の農地を分断することにはなるので、いかがなものかとは思いますが、道路は使えますし、保全もしっかりするという決まりもありますので仕方がないかなと思いま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光のパネルの高さであれば問題ないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

以上ですが、事業者がしっかりと保全をしていくということを条件としまして許可相当と判断しました。

続いて、継続審議の205号から210号ですが、こちら排水について問題がありまして、万石地区は排水路がほとんど土側溝となっております。

今回の申請地の北側に土側溝の排水路があるわけですが、こちら側にも事業者のほうでU字溝の設置ができないかということで協議をしてきました。スクリーンのとおり申請地の北側には古い建物も多くU字溝などないんですが、こちら側には事業者の方で柵渠を設置することでどうかと折衷案が出されまして、それならばということで地元側も了解しまして話が付いたと聞いております。よって懸案でありました排水の協議も整いましたので、許可相当と判断いたします。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第211号について、齋藤委員お願いします。

齋藤委員

議案第211号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水浸透柵にて宅内処理、汚水は新設する浄化槽で処理した後にバイオクリーンシステムにて宅内処理する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第212号について、磯貝徳三委員お願いします。

磯貝徳三委員

議案第212号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第213号から217号について、小嶋委員お願いします。

小嶋委員

議案第213号から217号について、転用事業者が異なりますが、申請地が隣接しており、周辺農地の営農条件が同一のため、一括してご説明いたします。

それでは、申請地の調査及び転用事業者からの事情聴取をふまえ、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。なお、参考程度ですが申請地の周辺で私が耕作をしております、それを踏まえて説明させていただきます。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、申請地含め太陽光が集中しております、農地の分断は起こらないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみで

小嶋委員	<p>あり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われ れます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思 われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>なお、議案第205号から210号については前回総会で保留となり、継続審議になった 案件ですが先程の事務局及び担当委員から地元との協議が整い、問題ないとの報告がありま したので他の案件と合わせて審議を行いたいと思います。</p> <p>それでは、先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございま したら、お願いします。</p>
地曳委員	はい。
議長	地曳委員どうぞ。
地曳委員	太陽光の案件についてなんですが、先般総会の場合でも意見しまして、将来に発生するであ ろう廃棄物の問題や太陽光の設置後の管理など、事業者に対する案内をしていくというのが ありましたが、それはどうなっていますか。
事務局	前の総会で太陽光設置事業者へ渡す注意事項ということで委員の皆さんにも見てもらい ましたが、特に問題ありませんでしたので、現在はそちらの文書を太陽光の申請者には渡す ようにしております。
地曳委員	わかりました。
和田委員	はい、よろしいですか。
議長	はい、和田委員どうぞ。
和田委員	最近太陽光の申請がたくさん出ていますけれども、盛土はしないということなんですが、 土ではなく、碎石によって舗装をしているものが多くあります。これですと大雨が降った時 などにあふれたりする可能性があるんですが、問題ないのでしょうか。
事務局	<p>最近碎石による埋立てが多いことは承知しております。</p> <p>これは例えば土砂であれば残土条例で規制の対象となっているので勝手なことはできな いのですが、碎石については現状残土条例の規制の対象ではありません。</p> <p>しかしながら、和田委員のおっしゃる通り問題がないわけではありません。例えば1メー トルを超えるような碎石による埋立てであるとか、利用計画上問題があるものは事業者 に確認をします。また設置後に完了報告後に現地確認をした際に計画になかった埋立てを しているとすれば是正の対象になります。</p>
和田委員	わかりました。
地曳委員	はい。
議長	はい、地曳委員。

地曳委員

今回の万石の太陽光の事例もそうなんですけれど、例えば水路なんかでは事前に土地改良区に相談であったり、地元の区長であったりに確認があり、書類をもらったりするんですが、その際に地元の要望として太陽光に隣接する水路はちゃんと流れるように管理をすることなどを約束させるなどですね、強制力はないのかもしれませんが、文書を交わさせるなどやればいいのかと思います。

実際に万石地区でも太陽光業者がつぶれてしまい、残された太陽光が問題となっているケースがあります。今後の対応として意見です。

議長

他にご意見等も無いようですので、議案第204号から217号の14案件について、一括で採決をしたいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第204号から217号の、農地法第5条の許可申請14案件について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第204号から217号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8、議案第218号から223号、17ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第218号から223号、農地法第5条の規程による許可後の計画変更について、ご説明いたします。

申請箇所は、プロジェクターのとおり高柳地先の農地になります。今回の変更理由は、転用期間の延長です。

当初、令和5年3月までに完了する予定であったものが、水道本管延長工事が必要となり、設計変更などの申請に大幅に時間を要したため、工事が遅れているものです。現在造成工事は終了しており、順次家を建築していくとのことで、完了を令和6年12月31日まで延長するものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の礒貝正一委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

礒貝正一委員

議案第218号から223号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。

まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、期間の延長となります。造成工事は終わっており、これから家が建設されるとのことです。周辺農地の営農条件への支障についてという点では、転用目的が変わるわけではなく、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われれます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

議長

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。議案第218号から223号について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第218号から223号については許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9議案第224号、18ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第9次計画分を、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第224号、木更津市農用地利用集積、令和5年度第9次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和5年11月24日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から7となっております。利用目的は、計画1から5が水稻の計画、計画6が露地野菜の計画、計画7が水稻及び露地野菜の計画となっております。利用権設定の種類は全て賃借権の設定となっております。利用権設定期間は、計画2が5年、その他の計画が10年となっております。計画合計数は、20筆、面積が合計15987平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。はじめに、計画番号1番について桐谷委員をお願いします。

桐谷委員

計画番号1番について説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借受するものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号2番から5番について、齋藤委員をお願いします。

齋藤委員

計画番号2番について説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

齋藤委員

次に、計画番号3及び4番について借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号5番について説明します。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、計画番号6番について、金子委員お願いします。

金子委員

計画番号6番について説明します。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。  
この方は最近新規就農した方ですので面積などは少ないですが、利用権の設定を受ける者の備えるべき要件については、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、計画番号7番について、小嶋委員お願いします。

小嶋委員

計画番号7番について説明します。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。  
借り受け者はこの地区で広く農業を営んでいる方であり、利用権の設定を受ける者の備えるべき要件については、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田には水稻を、畑には露地野菜を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。  
なお、本案件には■■委員にかかる計画がありますので、議事参与の制限により、■■委員は退席をお願いします。

《 ■■委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。

議案第224号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第9次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第224号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。それでは、退席されております■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。以上をもちまして、第5回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後5時10分であります。  
長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年12月8日

議 長

杉山 孝

議事録署名委員

鈴木 康裕

金子 一夫